

香川県条例第8号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2～4 略</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額）とする。</p> <p>6・7 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額）とする。</p> <p>6・7 略</p>
<p>第14条の6 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p>	<p>第14条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかるらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p>

(3)・(4) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に係り禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

（休職者の給与）

第16条の2 略

（勤勉手当）

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3・4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の6中「前条第1項」とあるのは、「第14条の8第1項」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第16条の2 略

2～5 略

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第14条の5第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第14条の5第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4・5 略

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第14条の5第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第14条の5第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第14条の6及び第14条の7の規定を準用する。この場合において、第14条の6中「前条第1項」とあるのは、「第16条の2第6項」と読み替えるものとする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは<u>地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</u></p>
2・3 略	2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第24条の4 略

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第24条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3・4 略

5 略

（休職者の給与）

第29条 略

2 略

3・4 略

5 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第24条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第24条の3第1項の規定により人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、第2項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員については、この限りでない。

6 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3・4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の4中「前条第1項」とあるのは、「第24条の6第1項」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号の規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3・4 略

5 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第24条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第24条の3第1項の規定により人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、第2項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条の4及び第24条の5の規定を準用する。この場合において、第24条の4中「前条第1項」とあるのは、「第29条第5項」と読み替えるものとする。

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第3条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>

(香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第4条 香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金管理者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第8条 加入者は、その扶養する共済対象障害者が年金を受領し、かつ、管理することが困難であると認めるときは、その共済対象障害者に代わって年金を受領し、かつ、管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめその者の同意を得て指定しておかなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) 成年被後見人又は被保佐人</p>

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3～7 略

(3) 破産者であって復権を得ない者
3～7 略

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第12条の規定により解雇された者</p> <p>3・4 略</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、退職手当の基準については、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の規定の例による。</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。